

ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、自治会を中心として、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員及びボランティア等が取り組むふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）に対して、前橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、前橋市補助金及び地域歳末たすけあい募金等共同募金配分金を原資として、予算の範囲内で事業費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成事業の目的

高齢者、子育て世帯、障がい者などの中には、日々の生活に寂しさや不安を感じている人が少なくない。

また、独居者や孤立死、虐待の増加や大災害等を背景に、隣近所の見守り支え合いの重要性が改めて問われている。

地域の人たちと作る地域の集いの場であるサロンは、日頃の孤独感や不安の解消、支え合い活動に大変効果的である。

さらにサロン活動は、そこで培われた人間関係から個別支援を、あるいは日頃の見守りをはじめ地域支援に繋がる等、多くの可能性を有している。

こうした可能性を引き出すため、本助成によりサロン活動を継続できるよう支援を行うことを目的とする。

3 助成要件

次の要件をすべて満たすサロン活動を行う地域団体とする。

①範囲

助成は、高齢者を参加対象とする場合、原則1自治会につき1事業主体とする。

ただし、必要に応じて検討し、地域の実情により弾力的に対応する。

なお、子育てサロン等についてはこの限りではない。

②実施回数

原則として月1回を目安とする。ただし、地区の実情に応じて弾力的に対応するものとする。

③参加対象者

活動地域に在住する、交流や見守りが必要と思われる高齢者や障がい者、子育てや育児に不安を持つ親とその子ども等、幅広い住民を対象とすること。また、ボランティア等、活動の担い手が明確であること。

④参加者数

活動単位は概ね10人以上とし、地域の規模や会場のスペースに応じたものとする。

⑤活動内容

参加者の実情等に応じた多様な活動とするが、特定の活動に限定されたクラブ活動等は認めない。

⑥会場

会場選定は多様な形態を認める。例えば、公民館施設を利用する、あるいは個人宅を利用する場合も認める。ただし、調理をする場合は衛生の確保が行われていなければならない。

4 助成金額及び対象となる経費

(1) 助成金額は事業開始初年度については5万円、2年次以降については3万円を上限とする。

(2) 助成の対象となる経費は次に掲げるとおりとする。

①運営、研修、講習会、会議の経費

②事業実施のために必要な物品購入費

5 助成申請手続き

助成金の交付を受ける場合は、別紙様式1に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

6 助成金の決定及び交付

市社協会長は、助成金申請書を受理したときは、その事業内容を審査の上、助成金額を決定し助成金交付決定を通知するものとする。ただし、著しく実施回数が下回った場合は、助成額を減額することができる。

7 実績報告

助成金の交付を受けた場合は、当該年度の事業完了後1カ月以内または4月10日までのいずれか早い日までに、別紙様式2により、関係書類を添えて市社協会長に報告するものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。